

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 代理人陳述要旨(2)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年8月31日

控訴人兼被控訴人（第一審原告）ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

他

情報収集・保有の違法性について述べる。

### 1 情報収集等は強制処分に該当する

原判決は、大垣警察による一審原告らに関する情報の収集等（以下「本件情報収集等」という）について、任意の手段により行われたことを、国家賠償法上の違法性を否定する根拠の一つにしている。

この点につき、最高裁平成29年3月15日大法廷判決は、GPS捜査を「合理的に推認される個人の意思に反して」、「個人の意思を制圧」するものと評価して、強制の処分に当たると判示した。

本件では、本件情報収集等の具体的な態様は不明だが、一審原告らの意思に反していることは明白である。

また、原判決が、大垣警察がシーテック社に対して提供した情報の一部が、一審原告らの思想信条に関連し「プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いもの」とであると認定したとおり、本件情報収集等は、一審原告らの重要な権

利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴うことも明白である。

したがって、大垣警察による情報収集は、具体的な態様の如何にかかわらず、実質的に強制処分に該当し、違法である。

## 2 任意手段としても許されない

原判決は、警察法2条1項を引用し、情報収集活動は、強制に及ばない任意捜査の手法による限り原則として許容される、としたうえで、国家賠償法上違法となるか否かは、様々な事情を総合考慮して判断する、とした。

しかし、そもそも、警察法は組織法であって作用法ではないから、情報収集の適法性の根拠にならない。

仮に、警察法が根拠になるとしても、個人に着目した個人情報の収集等については、原則として許容されない。なぜなら、原判決も認定したように、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由は憲法13条によって保障されるのであり、憲法的秩序の下では、「公共安全と秩序の維持」が個人の人権より優先されることはないからである。したがって、情報収集等が例外的に許容されるのは、それが正当化されるような必要性、目的の正当性、手段の相当性が認められる場合に限定される。

本件では、そもそも、原告らに着目する必要性がない。原判決は、「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。」などと、あたかも市民運動が暴徒化するかのような可能性に言及する。しかし、原告らの活動が市民運動に発展することは、憲法上の表現の自由が行使されるということであるから、むしろ憲法的秩序にいう「公共安全と秩序」が正しく維持されている状態である。

したがって、強制処分に及ばないものであっても、大垣警察による本件情報収集等は、プライバシー権などの憲法上の人権の要請や、市民の自由・権利体系に反するものであって、警察法2条1項、2項違反である。

## 3 原判決の判断枠組みによっても違憲・違法である

仮に原判決の判断枠組みに従ったとしても、本件情報収集は許容されず、違憲・違法である。一例として、本件情報交換による情報収集の違法性を検討する。

前述のとおり、本件情報交換の目的は、シーテック社を協力者として、シーテック社に原告らの個人情報を収集させようとするものであった。

原判決は、市民運動が暴徒化する可能性に言及するが、近年、市民運動が暴徒化したような事例はない。百歩譲って、その可能性自体は否定できなくとも、本件のように勉強会を開催したり、市長や知事に嘆願したりしている段階では暴徒化することはあり得ない。もとより、個人情報の収集が暴徒化の予防になるわけでもない。よって、原告らの個人情報を収集する必要性は皆無であった。

また、大垣警察が原告らに着目した理由は、原告らはその信念に基づいて国策に反対する活動をしていたからに他ならない。しかし、かかる理由での個人情報の収集が許容されるはずがないため、その目的も違法である。

さらに、収集の手段も、違法な情報提供をきっかけに、シーテック社に原告らの情報を収集させようとしたのであるから、違法であることは明らかである。

したがって、原判決の判断枠組みによっても、本件情報交換による情報収集は違法である。

#### 4 原告らの活動歴から、本件情報収集等の必要性を肯定した判断の誤り

原判決は、概要、原告らの「活動歴」から、原告らが「内乱や暴力的破壊活動等」、「犯罪」を引き起こす危険性が認められ、これを「予防する手段」として警察の情報収集活動が必要であった、とする。

しかし、原告らがこのように評価されるべきいわれはない。原告らは、平和、民主主義、人権尊重といった憲法の諸価値を自らが属する社会において実現せんことを願い、かかる信条に基づき「活動」していたが、それは正当な表現の自由（憲法21条1項）の行使であり、「内乱」等とは全く質の異なるものである。

しかも原判決は、原告らのどのような「活動歴」をどう評価し、危険性を認めるとの判断に至ったのかの根拠を示していない。原告らを社会の危険分子であ

るかのごとく評価しておきながら、その根拠を説明させず決めつけるのは不当である。

過去に市民運動を行ったことをもって情報収集の必要性が肯定されるというならば、政治的表現の自由（憲法21条1項）を行使した経験のある市民を情報収集の対象とすることが常に許されることになる。憲法上の人権を行使したことでプライバシー侵害が許容されるならば、基本的人権の尊重を謳う憲法（11条等）の趣旨に反し、不当というほかない。

## 5 まとめ

公安警察による個人情報の収集・保有・利用・第三者提供には、明確な法的ルールが存在しない。また、公安委員会も適切な役割を果たしていない。

公安警察による情報収集・保有が是正されなければ、原告らの個人情報が再び悪用され、第三者に不当に提供されかねない。かかる状態は、人権侵害以外の何物でもなく、国民監視が行われているに等しいといっても過言ではない。

そのような状況で、公安警察の情報収集等を規制することができるのは、人権保障機関である裁判所だけである。本件が国民監視の歯止めとなるように、裁判所が適切な役割を果たすべく、審理・判断されるよう望むものである。

以上